

# 第71回 定時株主総会 招集ご通知

## 日 時

2020年6月25日（木曜日）  
午前10時（午前9時開場）

## 場 所

東京都豊島区巣鴨二丁目12番10号  
巣鴨信用金庫研修会館 地下1階会議室

## 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件



証券コード 7462  
2020年6月10日

株 主 各 位

東京都豊島区巣鴨一丁目11番1号

**ダイヤ通商**株式会社

代表取締役社長 菊池 新治

## 第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の委任状用紙に賛否をご表示、ご押印の上、**折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。**

〔株主総会にご出席いただく場合〕

同封の委任状用紙を会場受付にご提出ください。

日時：2020年6月25日（木曜日）午前10時

〔株主総会にご出席いただけない場合〕

同封の委任状用紙に賛否をご表示ご押印の上、ご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都豊島区巣鴨二丁目12番10号  
巣鴨信用金庫研修会館 地下1階会議室  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報 告 事 項 第71期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告および計算書類報告の件  
決 議 事 項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役1名選任の件  
第3号議案 監査役2名選任の件  
議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、個別注記表につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.daiya-tsusho.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査報告の作成に際して監査した書類は、本招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに記載の事項となります。
3. 事業報告および計算書類に修正が生じた場合、インターネットの当社ウェブサイト（アドレス <https://www.daiya-tsusho.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止対応について

### 株主の皆様へ

新型コロナウイルス(COVID-19)による感染拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

### 当社の対応について

- ・運営スタッフはマスクを着用してご対応させていただきます。
- ・受付にアルコール消毒液を設置いたします。
- ・受付時、検温のご協力をお願いいたします。
- ・本総会では、お土産品の配布は中止とさせていただきます。

### 株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませんようお願いいたします。
- ・来場の株主様におかれましては、アルコール消毒液の使用とマスクの着用についてご協力をお願いいたします。マスクをお持ちでない方には、受付にてお渡しいたします。
- ・株主総会の議決権行使は、招集通知に同封の議決権行使書による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

# 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

## 1. 議決権の代理行使の勧誘者

ダイヤ通商株式会社  
代表取締役社長 菊池 新治

## 2. 議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第71期末配当につきましては、安定した配当を維持する当社の方針や財務体力、株主の皆様の日頃のご支援にお応えする必要があることを総合的に勘案いたしまして、以下の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき10円 配当総額7,208,460円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

第2号議案 取締役1名選任の件

現在の取締役5名のうち1名(菊池新治)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

## 菊池 新治 (きくち しんじ)

再任

### 生年月日

1961年4月28日生

### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 株式会社ビジネス・エイトクリエーション入社  
取締役  
2004年6月 当社監査役  
2012年6月 当社監査役退任  
2015年6月 当社監査役  
2018年6月 当社取締役  
2019年4月 代表取締役社長（現任）

### 所有する当社の株式数 356株

### 取締役の候補者とした理由

菊池新治氏は、代表取締役社長として当社の経営を担っており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため、適切な人材と考え、引き続き取締役の選任をお願いするものです。

(注) 候補者と当社間に、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件  
伊伏正貴および小林由紀の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので改めてここに監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。  
監査役候補者は、次のとおりであります。

## 伊伏 正貴 (いぶし まさたか)

再任 社外

### 生年月日 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年6月4日生

2008年9月 司法試験合格

### 所有する当社の株式数

一株

2009年12月 八重洲総合法律事務所入所

2016年6月 当社監査役(現任)

### 社外監査役の候補者とした理由

伊伏正貴氏は、弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律の専門家として客観的立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

## 小林 由紀 (こばやし ゆき)

再任 社外

### 生年月日 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年3月23日生

1988年4月 オリックス株式会社入社

### 所有する当社の株式数

一株

2001年8月 吉田公認会計士事務所入所

2003年4月 湘南パートナーズ税理士法人入社

2005年12月 税理士試験合格

2016年6月 当社監査役(現任)

### 社外監査役の候補者とした理由

小林由紀氏は、税理士としての経験と専門知識を有しており、税務の専門家として客観的な立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 伊伏正貴、小林由紀の両氏は、社外監査役候補者であります。

伊伏正貴、小林由紀の両氏は2016年6月29日から当社の社外役員であり、就任してからの年数は本定時株主総会終結の時をもって4年となります。

また当社は、伊伏正貴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指名し、同取引所に届け出ております。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

招集通知

参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

### I. 会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

当事業年度における世界情勢は米国の保護主義的な通商政策による米中貿易摩擦を始め、英国のEUからの離脱に伴うユーロ圏の不安定な経済状況、中国経済の減速、中東の地政学リスク等により、各国の経済が減速局面となりました。

更に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な感染拡大により、経済活動が停止し、深刻な景気後退に陥りつつあります。

国内情勢は、日本銀行による金融緩和政策が継続される中、雇用や所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、消費税増税や相次ぐ自然災害が消費者心理に与える影響から節約志向は依然として根強く、新型コロナウイルス感染症問題の影響も重なり、先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況の下、当社におきましては環境変化に対応するため、経営資源の有効活用をテーマに組織体制並びに管理体制の見直しや環境に応じた運営方針による収益改善、財務体質の改善を推進して参りました。

CS活動を重視し、石油事業では販売数量と適正な口銭（マージン）確保、そして油外製品の販売に注力いたしました。また専門店事業部ではコンセプトとマーチャンダイジングの確立を中心に既存店舗の強化と持続的な成長を図るため、拡大路線を継続しております。

その結果、当事業年度の売上高は32億7,877万円（前年同期比1.7%減）、営業利益は5,261万円（前年同期比31.7%増）、経常利益は5,268万円（前年同期比8.9%増）、当期純利益は2,023万円（前年同期比97.2%減）となりました。

売上高
32億7,877万円
前年比 1.7%減

営業利益
5,261万円
前年比 31.7%増

経常利益
5,268万円
前年比 8.9%増

当期純利益
2,023万円
前年比 97.2%減

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

## 石油事業

### 主要な事業内容

サービスステーション等、石油製品の卸・直販の経営・中古車販売および鋳金事業の経営

石油業界におきましては、新型コロナウイルス感染症問題による国際需要の低下と石油産油国の利害関係による国際情勢の影響を受け、当第4四半期から原油価格は暴落し、不安定な状況が続いております。国内動向に関しましてはガソリンを中心とした燃料油販売は、元売り各社の再編によるシナジー効果により市場価格は比較的安定した状況で推移しましたが、ハイブリッドをはじめとする低燃費車の普及や電気自動車の開発から国内石油製品は構造的な需要減少傾向にあり、先行きは不透明な状況が依然として続いている状況です。

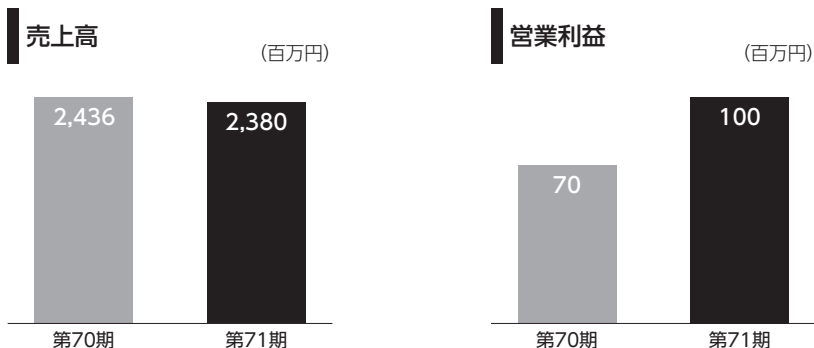
当社SS事業部に関しましては、引き続き、収益改善施策として、販売数量と適正な口銭（マージン）確保を根幹に店舗運営時間及び運営形態の見直し、油外製品での利益拡大に努めました。

燃料油販売面では適正な口銭（マージン）確保は好調に推移しましたが、前年同期と比べ、当事業年度では燃料油原価が著しく低下している状況から販売価格も低下し、売上の伸び悩みが懸念されましたが、近隣店舗の閉鎖による販売数量の増加により、売上も好調に推移しております。

油外販売面では人材育成を進め、燃料需要減少の影響の少ない「洗車」「鋳金・リペア」、天候の影響に左右されない「車検」、若年層の車離れや多様化するニーズに対応するための「レンタカー」を柱に積極的な取組みを行っております。これらに注力した結果、SS事業部に関しましては売上・利益共に、前年同期に比べ、好調に推移しました。

石油商事事業部につきましては、既述の通り原油価格の暴落はございましたが、市場価格の安定化により、新規顧客開拓と法人既存顧客の流出を防ぐ事を念頭に、お客様へのより一層のサービス向上に努め、燃料数量と適正な口銭（マージン）の獲得を目指して参りました。しかしながら販売数量に関しましては石油からの燃料転換による需要減少や前年同期に比べ、燃料油販売価格が著しく低下していることから売上は減少しました。利益並びに口銭（マージン）に関しましては直需部門の新規顧客獲得及び新規仕入先の開拓により増加しております。その他物販事業や元売カード発券・管理事業に関しましては順調に推移した結果、前年同期に比べ減収増益となりました。

これらの結果、石油事業全般におきましては、売上高23億80百万円（前年同期比2.3%減）、営業利益1億円（前年同期比43.0%増）となりました。





## 専門店事業

### 主要な事業内容

サイクルショップ「コギー」の経営

専門店事業であるサイクルショップ「コギー」におきましては、自転車業界での市場並びに国内消費動向が厳しさを増す中、例年以上の天候不良や新型コロナウイルス感染症問題により、各自転車メーカーの海外工場の生産ラインが停止し、需要のある電動自転車の在庫確保が困難となりました。そして感染拡大から営業自粛もしくは短縮営業をせざるを得ない状況も重なり、営業活動に大きな影響を受けております。

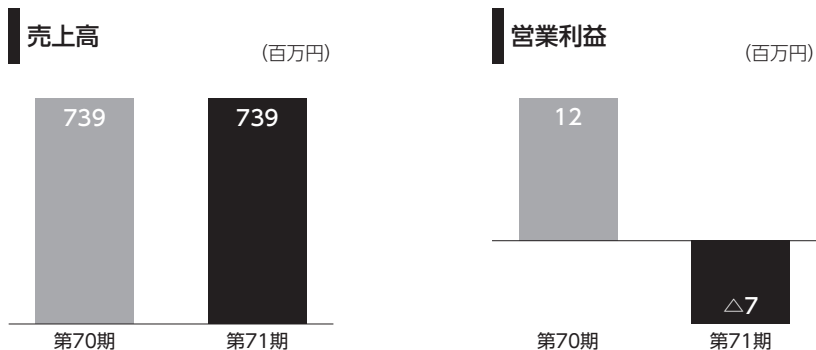
このような状況の下、「コギー」といたしましては「人づくり」「競合店との差別化」「足元商圈固め」をキーワードに、人材育成とマーケティングを重視し、各店舗でコンセプト及びマーチャンダイジングの確立に努めております。

当事業年度の営業活動と致しましては、商品ラインナップの充実を意識し、集客の最大化を目的に、話題性の高い商品を始め消耗品類の価格訴求による購買意識の喚起を狙い、売上増加に努めました。またスタッフの技術力の向上に取り組み、品質の向上に努め、メンテナンスの獲得にも注力しております。集客面では、ホームページ上に商品のラインナップ情報やブログ案内、店舗アプリの導入などお得な商品情報の配信などによる集客活動を積極的に行いました。

2019年3月下旬にオープンした「ららぽーと豊洲店」に関しましては、当初売上げは順調でしたが、第2四半期以降で伸び悩み、さらに出店コストの計上により前年と比べて利益も減少しました。しかしながら今後も地域需要を意識した品揃え強化と付加価値を高めたサービスを通して、お客様の満足に繋がる活動を推進してまいります。

また、2019年4月からの小区画での臨時営業を経て、9月下旬にリニューアルオープンいたしました「川崎ルフロン店」に関しましては、こちらも出店コストの計上から、前年同期と比べ、売上・利益は減少しておりますが、豊洲店同様に地域需要を意識した販売活動を行い、将来にわたる持続的な成長を目指し取り組んで参ります。

これらの結果、専門店事業部におきましては、売上高7億39百万円（前年同期比0.0%減）、営業損失7百万円（前事業年度、営業利益12百万円）となりました。



## 不動産事業

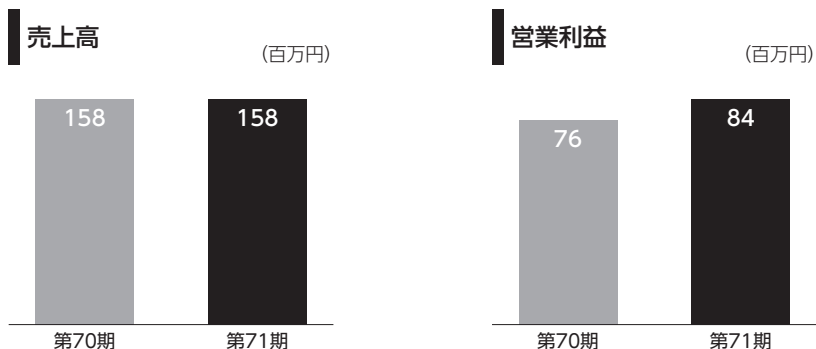
### 主要な事業内容

賃貸用オフィスビルおよび店舗ビルの経営

不動産事業につきましては、オフィスビルの都心及び東京近郊にある商業地区の空室率は引き続き低水準で推移し、賃料水準も緩やかな上昇傾向が継続するなど、堅調な状況が続いている状況です。当社の巣鴨ダイヤビル・川口ダイヤピア共に、現在は満室状況であり、計画的な修繕を継続しつつ、ビルの資産価値の維持と入居者さまへの安全・安心の提供に努めております。

仙台のセルフ岩切についても、引き続き安定した賃料収入を維持しており、トランクルームの運営に関しましては現在では実質満室の稼働率となり、堅調に推移している状況です。

これらの結果、不動産事業部におきましては、売上高 1 億 5 8 百万円（前年同期比0.1%減）、営業利益 8 4 百万円（前年同期比10.6%増）となりました。



(各事業ごとの売上高)

事業	売上高	前期比	構成比
	百万円	%	%
石油事業	2,380	97.7	72.6
専門店事業	739	99.9	22.6
不動産事業	158	99.9	4.8
合計	3,278	98.3	100.0

## 2. 設備投資等および資金調達の状況

当期における設備投資の総額は、58百万円であります。その主なものは、ダイヤビル設備工事と、新規オープンした「川崎ルフロン店」の内装工事によるものです。これらの所要資金は、自己資金でまかないました。

## 3. 対処すべき課題

原油価格の動向や消費税率引き上げによる国内景気の動向等、引続き不透明な状況が続くものと予想されるなか、当社においては、4つの基本方針を遵守し、以下のとおり営業利益の必達に全力を傾注してまいります。

<石油事業 サービスステーション事業部>

- ①引き続き油外粗利の最大化を目指し、状況に応じた施策立案と行動計画を実施する。
- ②CSを通し、安心してご利用いただけるサービスの提供を実現する。
- ③人材育成計画を実行し、スタッフスキルの向上を図る。

<石油事業 石油商事事業部>

- ①直需部門の新規顧客獲得を行い販売数量の確保に努める。
- ②適正口銭の確保及び配送の効率化を図り、さらなる収益改善を実現する。
- ③物販部門の新規商材導入の検討を進める。

<専門店事業>

- ①引き続き新規出店による事業拡大を目指す。
- ②収益体質の改善と主体性のある店舗コンセプトを確立する。
- ③「各コギー店舗またはその地域」で、ここでしか買えない商品の導入検討を進める。
- ④教育・研修の充実を図り、事業拡大の「人づくり」を行う。

<不動産事業>

- ①巢鴨ダイヤビル、川口ダイヤピアの入居テナント様のニーズに応じたビル管理を実施する。

②計画的な修繕を実施し、ビルの資産価値の維持と入居者様への安全・安心の提供に努める。

③トランクルームの早期満室化を実現する。

<管理部門>

①営業部との連携を強化し、予算の必達と安定した財務内容の改善を実現する。

②社内システムの運用精度を高め、経理事務・店舗事務の効率化を図る。

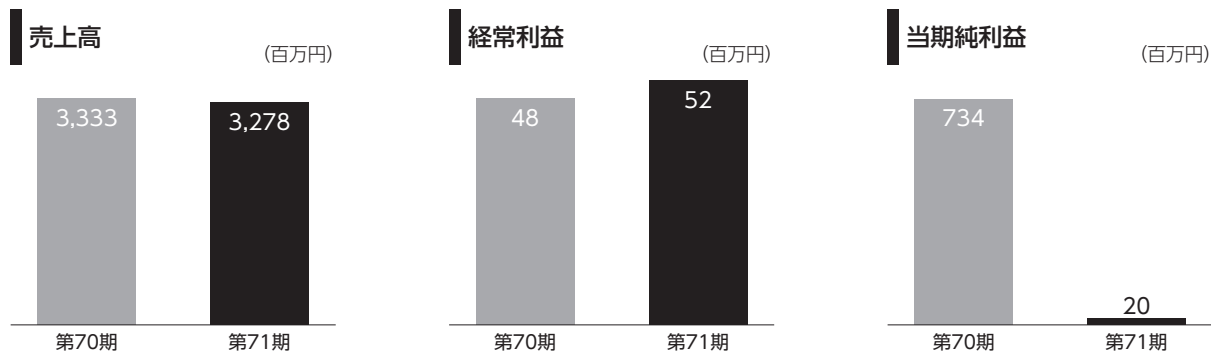
③コンプライアンスを遵守し、消費税増税及び法令改正に適格に対応する。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4. 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 68 期 2017年 3 月期	第 69 期 2018年 3 月期	第 70 期 2019年 3 月期	第71期(当期) 2020年 3 月期
売 上 高 (百万円)	2,930	3,129	3,333	3,278
経 常 利 益 (百万円)	17	17	48	52
当 期 純 利 益 (百万円)	9	2	734	20
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	13.07	2.98	1,018.86	28.07
総 資 産 (百万円)	1,912	1,949	1,947	1,909
純 資 産 (百万円)	653	648	1,375	1,384

- (注) 1. 当社は、2016年10月1日付で普通株式について10株を1株の割合で株式併合を行っております。第68期の期首に当該併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
2. 第68期は、石油事業は需要の低迷により売上減少したものの油外商品販売の強化に取り組み、お客様へのより一層のサービスに努め、利益を確保いたしました。専門店事業はマーケティングを重視した取り組みやスタッフの技術力の向上、メールやブログの活用による積極的な集客活動が売上・利益向上に寄与いたしました。
3. 第69期は、石油事業は依然として厳しい経営環境にありますが、組織並びに管理体制の見直しや環境に応じた戦略とCSを重視した取り組みにより、売上・利益とも前年より増加しました。専門店事業はトリエ京王調布店がオープンし、11店舗を運営する体制となり、売上・利益とも増加に努めましたが、天候不順と台風の影響もあり、売上・利益とも前年を下回ってしまいました。
4. 第70期は、環境の変化に対応すべく、SSヨング大塚の土地を売却し、経営資源の有効活用を図り、収益改善・財務体質の改善により、売上・利益とも前年を上回りました。
5. 第71期（当期）の状況につきましては、前記「1. 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）等の適用に伴い、第69期以前に係わる主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等になっております。



## 5. 主要な事業所および店舗 (2020年3月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都 豊島区
サービスステーション	東京都豊島区など 7か所
サイクルショップ	神奈川県横浜市など 10か所
不動産賃貸ビル等	東京都豊島区など 3か所

## 6. 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
	名	名	歳	年
男 性	42	2	41.19	10.69
女 性	1	0	36.00	8.00
合計または平均	43	2	41.07	10.63

- (注) 1. 従業員数には、嘱託社員 (2名) および準社員 (パートタイマー) などの臨時従業員は含めておりません。
2. 準社員 (パートタイマー) などの臨時従業員の期末人数は42名 (1日8時間換算) であります。

## 7. 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

## II. 会社の株式に関する事項

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| 1. 発行可能株式総数   | 2,000,000株                 |
| 2. 発行済株式の総数   | 720,846株（自己株式 101,354株を除く） |
| 3. 株主数        | 423名（前期末比252名減）            |
| 4. 大株主（上位10名） |                            |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
森 猛	159	22.1
福松 博史	80	11.2
松井証券株式会社	42	5.8
日本証券金融株式会社	27	3.9
東京海上日動火災保険株式会社	23	3.2
神谷 金吾	23	3.2
東海東京証券株式会社	19	2.7
上田八木短資株式会社	18	2.5
立花証券株式会社	17	2.4
巢鴨信用金庫	16	2.2

（注）持株比率は、自己株式101,354株を控除して計算しております。

### Ⅲ. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の氏名等

会社における地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	菊池新治	
取締役会長	北野稔	
取締役	甲斐祥哲	
取締役	小林茂和	
取締役	辻角智之	
常勤監査役	山本清武	
監査役	伊伏正貴	
監査役	小林由紀	

- (注) 1. 取締役のうち、小林茂和および辻角智之の両氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち、伊伏正貴および小林由紀の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は監査役伊伏正貴氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。
4. 社外監査役小林由紀氏は、税理士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 阿部匡氏は当事業年度中に任期満了により退任しております。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条の責任限定契約を締結しておりません。

#### 3. 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 6名 36,600千円

監査役 3名 10,350千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬限度額は取締役が月額15,000千円以内、監査役が月額4,000千円以内であります。



#### 4. 社外役員に関する事項

##### (1) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役 小林茂和氏

当事業年度に開催された17回全ての取締役会に出席し、弁護士としての経験と専門知識を有しており、客観的立場から当社の経営に対し、適切な発言を行っております。

- ・取締役 辻角智之氏

当事業年度に開催された17回全ての取締役会に出席し、弁護士としての経験と専門知識を有しており、客観的立場から当社の経営に対し、適切な発言を行っております。

- ・監査役 伊伏正貴氏

当事業年度に開催された17回全ての取締役会および14回の全ての監査役会に出席し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

- ・監査役 小林由紀氏

当事業年度に開催された17回のうち16回の取締役会および14回のうち13回の監査役会に出席し、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

##### (2) 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額等4名 9,000千円

## IV. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

監査法人薄衣佐吉事務所

### 2. 会計監査人の報酬の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	14,400千円
(2) 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,700千円

(注1) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況及び、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(注2) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(注3) 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、経理担当者向け研修についての対価を支払っております。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

### 4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条の責任限定契約を締結しておりません。

## V. 会社の体制および方針

### 業務の適正を確保するための体制

#### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス全体を統轄する組織として、社長を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、取締役および使用人が、企業理念および社内規程に則り、法令・定款および社会規範等を遵守することを周知・徹底する。
- (2) またコンプライアンスの推進については、管理部が中心となり取締役および使用人に対して、階層別に必要な教育・研修等を定期的に行う。
- (3) さらに業務執行部門から独立した内部監査室が、当社におけるコンプライアンスの状況を定期的に監査する。また内部監査室内に、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人が直接情報提供できるように、内部通報制度の窓口を設置する。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のため、社内体制の整備を行い、不当な要求に対しては会社を挙げて組織的に対応する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 法令上保存を義務付けられている文書および重要な会議の議事録、稟議書、契約書ならびにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書または電磁的媒体に記録し適切に保管・管理を行う。
- (2) 取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスク管理全体を統轄する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、重大な事故、災害、不祥事等が発生した場合には、社長を本部長とし、必要な人員で組織する危機対策本部を設置する。
- (2) リスク管理活動については管理部が統括し、社内規程の整備と見直しを図るとともに、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。

**5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社には企業集団が存在しないので該当事項はありません。

**6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて当該使用人を置くものとする。

**7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役を補助すべき使用人は、監査役会および監査役の指揮命令下でその業務を遂行し、またその人事に係る事項の決定は、監査役会の同意を必要とする。

**8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- (1) 監査役は、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会等の重要会議に出席すると共に、必要に応じて意見を述べることができる。
- (2) 監査役は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることができる。
- (3) 取締役および使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実または、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。
- (4) 内部監査室は、内部監査の実施状況およびその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査役会に報告するものとする。

**9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- (1) 監査役は、代表取締役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。
- (2) 監査役は、必要に応じて弁護士、会計監査人その他の専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。

## 会社体制の運用状況概要

当社は、上記「内部統制システムに関する基本方針」を継続的に取り組むべき基本方針ととらえ、適宜、内容の見直し検討を行っております。また、取締役会、経営会議を毎月開催し、問題事案の検討及び改善策、再発防止策の協議を行っております。また、情報セキュリティ強化のための対策を実施しております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>670,500</b>	<b>流動負債</b>	<b>217,609</b>
現金及び預金	236,166	買掛金	108,877
受取手形	38,386	リース債務	1,678
売掛金	210,904	未払金	41,560
前払費用	164,580	未払法人税等	8,737
前払費用	2,381	未払消費税等	15,097
未収金の	10,978	前受金	10,538
その他	6,421	預り金	27,309
	680	修繕引当金	3,810
<b>固定資産</b>	<b>1,238,904</b>		
<b>有形固定資産</b>	<b>1,090,456</b>	<b>固定負債</b>	<b>306,985</b>
建物	200,181	リース債務	1,379
構築物	13	長期未払金	43,778
機械装置	6,207	再評価に係る繰延税金負債	195,448
車両運搬具	213	長期預り保証金	66,379
工具器具備品	7,779		
土地	873,228		
リース資産	2,831		
<b>無形固定資産</b>	<b>1,298</b>	<b>負債合計</b>	<b>524,594</b>
ソフトウェア	293		
電話加入権	479	<b>純資産の部</b>	
その他の	525	<b>株主資本</b>	<b>1,015,408</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>147,148</b>	資本金	90,000
投資有価証券	3,545	資本剰余金	276,439
出資	2,087	資本準備金	24,790
破産更生債権等	33,860	その他資本剰余金	251,649
前払年金費用	27,749	<b>利益剰余金</b>	<b>737,624</b>
差入保証金	104,733	その他利益剰余金	737,624
繰延税金資産	5,548	繰越利益剰余金	737,624
その他の	3,484	<b>自己株式</b>	<b>△88,655</b>
貸倒引当金	△33,860	評価・換算差額等	369,401
		土地再評価差額金	369,401
<b>資産合計</b>	<b>1,909,404</b>	<b>純資産合計</b>	<b>1,384,809</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>1,909,404</b>

# 損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		3,278,774
売上原価		2,399,425
売上総利益		879,349
販売費及び一般管理費		826,737
営業利益		52,611
営業外収益		
受取利息及び配当金	559	
受取保険金	1,654	
その他の	1,135	3,349
営業外費用		
支払利息	73	
事故復旧損	2,888	
その他	311	3,274
経常利益		52,686
特別損失		
固定資産売却損	4,467	
固定資産除却損	505	
減損損失	17,535	22,508
税引前当期純利益		30,177
法人税、住民税及び事業税	8,851	
法人税等調整額	1,094	9,946
当期純利益		20,230

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金
2019年4月1日残高	90,000	24,790	251,649	276,439	728,206
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△10,812
当期純利益					20,230
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	9,417
2020年3月31日残高	90,000	24,790	251,649	276,439	737,624

	株 主 資 本		評価・換算 差額等	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	土地再評価 差 額 金	
2019年4月1日残高	△88,655	1,005,990	369,401	1,375,391
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△10,812		△10,812
当期純利益		20,230		20,230
事業年度中の変動額合計	—	9,417	—	9,417
2020年3月31日残高	△88,655	1,015,408	369,401	1,384,809



独立監査人の監査報告書

2020年5月26日

ダイヤ通商株式会社  
取締役会 御中

監査法人 薄衣佐吉事務所  
東京都文京区  
指定社員 公認会計士 河合 洋 明<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 長谷部 健 太<sup>Ⓔ</sup>  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ダイヤ通商株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為、又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人薄衣佐吉事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月27日

ダイヤ通商株式会社	監査役会	
常勤監査役	山本清武	Ⓢ
社外監査役	伊伏正貴	Ⓢ
社外監査役	小林由紀	Ⓢ

以上

# 株主総会会場ご案内

会 場 東京都豊島区巣鴨二丁目12番10号  
巣鴨信用金庫研修会館 地下1階会議室

## 会 場 付 近 略 図



### 交通のご案内

JR山手線巣鴨駅 北口・正面口より徒歩5分

地下鉄都営三田線巣鴨駅A4出口より徒歩3分

A1出口より徒歩5分

お問い合わせ先 当社管理部 03-5977-1567

お願い：駐車場はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。